

町職員給与のあらまし

『彩り豊かな自然と文化がいきづく交流の町 箱根』を目指し、住民はもとより、町を訪れる人も含めた多彩なまちづくりを進めていくため、442人の職員がさまざまな分野で働いています。

これらの職員の平成16年4月1日現在の給与について紹介します。

照会先 庶務課 ☎5 - 9561

給与決定のしくみ

職員の給与は、地方公務員法その他の法令により、国や他の地方公共団体の職員の給与、生計費、民間企業従業員の給与水準とのバランスなどを考慮して、町の条例で定めることになっています。

給与の種類

毎月決まって支給されるもの

給料	職種や職務に応じた給料表に定める額														
調整手当	給料・扶養手当・管理職手当の合計額の10%														
扶養手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,500円</td> </tr> <tr> <td>配偶者以外の扶養親族のうち2人まで(1人につき)</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子など</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の扶養親族(1人につき)</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>特定期間にある子1人に対する加算額</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支給額	配偶者	13,500円	配偶者以外の扶養親族のうち2人まで(1人につき)	6,000円	扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子など	6,500円	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	11,000円	その他の扶養親族(1人につき)	5,000円	特定期間にある子1人に対する加算額	5,000円
区 分	支給額														
配偶者	13,500円														
配偶者以外の扶養親族のうち2人まで(1人につき)	6,000円														
扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子など	6,500円														
配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	11,000円														
その他の扶養親族(1人につき)	5,000円														
特定期間にある子1人に対する加算額	5,000円														
住居手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>自己所有住宅居住者</td> <td>新築または購入後5年間 2,500円 その他 1,000円</td> </tr> <tr> <td>賃貸住宅居住者</td> <td>支給限度額 27,000円</td> </tr> </tbody> </table>	自己所有住宅居住者	新築または購入後5年間 2,500円 その他 1,000円	賃貸住宅居住者	支給限度額 27,000円										
自己所有住宅居住者	新築または購入後5年間 2,500円 その他 1,000円														
賃貸住宅居住者	支給限度額 27,000円														
通勤手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>交通機関利用者</td> <td>6か月毎に6か月の定期代</td> </tr> <tr> <td>交通用具使用者</td> <td>片道の使用距離に1キロメートルあたり600円を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	交通機関利用者	6か月毎に6か月の定期代	交通用具使用者	片道の使用距離に1キロメートルあたり600円を乗じて得た額										
交通機関利用者	6か月毎に6か月の定期代														
交通用具使用者	片道の使用距離に1キロメートルあたり600円を乗じて得た額														
管理職手当	管理職の職責に応じて給料の10~18%を支給 平成16年度は、支給率を2%減じて支給しています。														

勤務した実績に応じて支給されるもの

時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した時に支給される手当
特殊勤務手当	危険・困難業務などに従事した時に支給される手当
その他	宿・日直手当など

その他

期末勤勉手当	民間企業のボーナスに相当する手当 (15年度 年間4.4月分) (14年度 年間4.65月分)
--------	---

退職手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自己都合</th> <th>定年・勤奨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>21.0月分</td> <td>28.0875月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>33.75月分</td> <td>43.335月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47.5月分</td> <td>60.99月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>60.0月分</td> <td>60.99月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	自己都合	定年・勤奨	勤続20年	21.0月分	28.0875月分	勤続25年	33.75月分	43.335月分	勤続35年	47.5月分	60.99月分	最高限度額	60.0月分	60.99月分
区 分	自己都合	定年・勤奨														
勤続20年	21.0月分	28.0875月分														
勤続25年	33.75月分	43.335月分														
勤続35年	47.5月分	60.99月分														
最高限度額	60.0月分	60.99月分														

支給率は、県内3市17町1村8一部事務組合で構成する退職手当組合の条例によるものです。

給与の支給状況

人件費(一般会計決算)

区 分	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考)14年度 人 件 費 率
15年度	千円 9,182,749	千円 386,921	千円 3,361,695	% 36.6	% 27.8

一般行政職の初任給

区 分	箱 根 町	神 奈 川 県	国
大学卒	187,770円	195,140円	187,770円
高校卒	152,680円	157,630円	152,680円

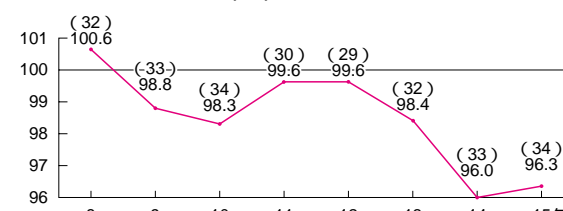
初任給は調整手当(10%)を加算した額です。

平均給料月額

区 分	箱 根 町		神 奈 川 県	
	平均給料	平均年齢	平均給料	平均年齢
一般行政職	344,718円	43.1歳	376,094円	44.4歳

ラスパイレース指数の推移

内の数字は、県内37市町村中の順位



ラスパイレース指数とは、給与水準を計る物差しとなるもので、国家公務員を100として算出したものです。

一般行政職の経験年数別給料月額

区 分	経験5年	経験10年	経験15年	経験20年
大学卒	208,233円	268,085円	328,500円	358,125円
高校卒	170,700円	213,300円	252,500円	321,100円

特別職の報酬などの状況

給 料	区 分	町 長	助 役	収入役
月 額		855,000円	680,000円	630,000円

報 酬	区 分	議 長	副議長	議 員
月 額		408,000円	328,000円	306,000円

給料および報酬の適用年月日は平成3年12月1日です。
また、特別職には平成15年度においては、年間4.4月分の期末手当が支給されています。(14年度4.65月分)
平成16年度の期末手当については支給額の25~10%を減額して支給しています。

職員数の状況

職員数の増減状況

区 分	平成15年度	平成16年度	増減数
一般行政	224人	222人	2
特別行政	171人	168人	3
公営企業等	54人	52人	2
合 計	449人	442人	7

一般行政: 総務、民生、商工、土木関係などの職員
特別行政: 教育(教育長を含む)、消防関係などの職員
公営企業等: 水道、下水道、国民健康保険、介護保険、観光施設関係などの職員

平成12年度から16年度の5年間に一般行政部門の職員数7人削減を目標に、定員管理の適正化に取り組んでいます。

部門別職員数

